

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**金融** **経営改善貸付（マル経融資）**  
**（利下げ・既存借入れの借換え等、別枠の支援策あり）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.20% ※10/16現在 別枠：上記利率-0.5%（3年間）

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

**【推薦要件】**

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

**【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】**

- ・上記推薦要件に加えて、最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある方。債務負担が重くなっている方。
- ・据置期間の延長（運転5年以内、設備5年以内）が受けられます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
（東・南部地区：近藤、北部地区：柳、西部地区：榎）  
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**相談会** **資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
  - ・11月 7日（火）
  - ・12月 5日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
  - ・11月14日（火）
  - ・12月12日（火）

<当所経営指導員（近藤・柳・榎）までご予約をお願いいたします。>

**青年部**

**新津商工会議所青年部会員募集！！**

私たちと一緒に新津を盛り上げてみませんか？  
新津商工会議所青年部は創立31年目を迎えました！これから仲間や仕事の繋がりを増やしたい方、みんなでわいわい楽しみたい方、きっと自分の成長にも繋がります。まずはお気軽にお声がけください。

■年度スローガン WHO DARES WINS「あえて挑む者が勝利する」  
イギリス軍特殊空挺部隊のモットーで、「危険を冒す者が勝利を掴む」「勇敢なる者が勝つ」など勇猛な印象を受けますが、争いの本質は状況の区別なく存在し、我々企業経営者も混迷を極める世界情勢と経済的な混乱の中であっても、怯まずあらゆるものに挑み、選択し、掴み取っていかうという意味を込めました。

- 事業活動
  - 会員メンバーと異業種交流・親睦会！
  - 研修会でスキルアップ！
  - まちづくり推進活動や地域活性イベントへの参加
- 入会資格  
新津商工会議所会員事業所の経営者・後継者並びに従事者で49歳以下の方。
- 会費  
年会費36,000円
- 問い合わせ先  
新津商工会議所青年部  
TEL:0250-22-0121 FAX:0250-25-2332  
MAIL:n-yeg@fsinet.or.jp 担当：布施、榎



←青年部の最新情報はこちらをチェック！

**共済**

～中小企業経営者のみなさまへ～

**新★安心サポート宣言！経営セーフティ共済のご案内**

経営セーフティ共済は取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に貸付が受けられる共済制度です。

- 【加入出来る方】  
条件に該当する中小企業者で引き続き1年以上事業を行っている方。
- 【掛金と所得控除】  
掛金月額は、5,000円から8万円までの範囲(5,000円刻み)で掛金総額が800万円になるまで積み立てられます。掛金は税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入できます。

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI...Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

### お知らせ CCIEX送付方法等の変更手続きについて

CCIEXPRESSの電子メール又はFAXへの送付方法の変更につきましては、随時、右記のフォーム(QRコード)より受け付けております。また、電子メールアドレスやFAX番号等の変更の際にも手続きいただけます。  
<https://forms.gle/m8HgVYqMNT1MXfcm6> →



### 補助金

## <小規模事業者持続化補助金のお知らせ>

補助対象者：常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者

対象事業：小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上のための取り組みであること。

対象経費：機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、外注費など  
<活用例>飲食事業者が、新商品開発時に使用する機械機などの導入。  
個室形式への店舗リニューアル。Webサイトの開発。

受付締切日：第14回締切 2023年12月12日(火)  
(支援機関確認書の作成依頼は12月5日までにお願いします。)

補助上限額：通常枠50万円(補助率2/3) ※特別枠は上限200万円  
※インボイス特例枠は上記補助上限額に+50万円

申請の手続き：電子申請または郵送により提出。(持参は不可)  
電子申請に際しては、J Grants(補助金申請システム)の利用となり、GビズIDプライムアカウント jGrants(ID取得) 持続化補助金HPの取得が必要です。  
なお、応募を検討される方は、持続化補助金HPの「申請要領」を必ずご確認ください。



※本補助金は、給付金ではありません。経営計画書等の審査があり、不採択になる場合があります。また、申請には商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。

<問い合わせ先：新津商工会議所経営指導員(近藤・柳・榎)まで>

### 労働保険

## 一人でも雇ったら、労働保険に必ず加入を ～働きがいのそばには労働保険～

労働者(パート、アルバイト等を含む)を1人でも雇っている事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)に加入しなければなりません。

労働保険は、労災保険・雇用保険の各種給付金のほか、雇用の安定のために事業主に支給される助成金などの各種支援制度も設けられており、労働者はもとより事業主のためにも欠くことの出来ない制度です。

また、人手不足の折、事業主にはコンプライアンスが求められており、よりよい人材を確保する意味でも、労働保険に必ず加入している必要があります。

労働保険の加入手続きを行ってない事業主におかれましては、管轄の労働基準監督署または公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続きをとられるようお願い致します。

ご不明の点はお気軽にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先

新潟労働局総務部 労働保険徴収課(電話 025-288-3502)  
又は、お近くの労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

### お知らせ

## 働き方改革 キャッチフレーズ募集及びセミナー開催

働き方改革は、多様で柔軟な働き方が可能な職場づくりに取り組むことにより、従業員の意欲向上や労働生産性のアップ、優秀な人材の確保や職場への定着につながります。

この度、新潟県では、県内企業の働き方改革を応援するため、「働き方改革推進のためのキャッチフレーズ」の募集、並びに「働き方改革先進企業による取組事例セミナー」を開催します。

### 1. キャッチフレーズ募集

- ①募集内容 25字以内のキャッチフレーズ
- ②賞品 Amazonギフトカード  
最優秀賞：5万円分(1名)、優秀賞：3万円分(3名)  
佳作：1万円分(5名)
- ③締切 11月6日(月)

### 2. オンラインセミナー

- ①内容 県内の先進企業による取組事例の紹介他
- ②日時 11月17日(金) 15:30~17:00

応募及び申込み等の詳細はURL又はQRコードからお願いします。  
URL：<https://wakuwakuwork-niigata.com/>

【主催：新潟県産業労働部しごと定住促進課】

